

『在明の別』の内大臣は「嫡子」なのか

宮崎, 裕子
九州産業大学国際文化学部 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/4774238>

出版情報 : 語文研究. 130/131, pp.185-198, 2021-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

『在明の別』の内大臣は「嫡子」なのか

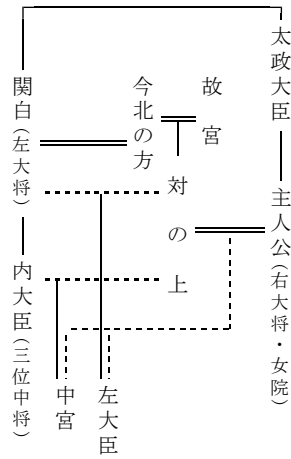
宮 崎 裕 子

一 はじめに

『在明の別』の主人公は、内親王を母として生まれた太政大臣家の一人娘であったが、男子に恵まれなかった父太政大臣は、家の後継者を獲得するため、娘を男装させて世に出し、もう一人深窓に閉じ籠る妹姫が存在するかのように見せかけて、一男一女がいると偽っていた。隠身の術を使う主人公は、太政大臣の弟である関白（当時は「左大将」）が、今北の方の連れ子である対の上を脅迫して密通した挙げ句に身籠もらせたことを知る。嘆き悲しむ対の上に同情した右大将は、彼女を密かに太政大臣邸へ連れ出して妻に迎え、対の上が産した男児を自分の子と公表して家の後継者を手に入れた。さら

に、関白の息子である内大臣（当時は「三位中将」）が、かねてより思いを寄せていた対の上のもとに忍び入ったことで、彼女は再び懐妊する。こうして、自家の跡継ぎに相応しい血筋の子供たちを手に入れた主人公は、右大将死去と公表して男装を解き、その妹姫として入内。夫に先立たれたと信じた対の上は、女兒を出産後に出家を遂げるが、亡夫の妹に姿を変えた主人公から真相を打ち明けられ、全てを諒解した上で太政大臣家の秘密を守り通し、子供たちの養育に心を砕く。十数年後、主人公は所生の東宮の即位に伴って女院となり、故右大将の遺児とされている子供たちも、それぞれ左大臣・中宮となった【系図1】。

【系図1】



物語後半部の巻三において第一皇子を出産し、太政大臣家の繁栄をより確固たるものにする中宮の実父内大臣は従来、関白の前北の方が産んだ嫡子であると考えられてきた。^(注1)しかし、物語中には前北の方に関する記述が一切なく、内大臣の母方の親族が登場することもないため、内大臣が前北の方腹の嫡子であったことを示す根拠は存在しない。ただ、内大臣が継母にあたる今北の方腹の異母弟妹たちよりも十歳以上年長であることから、彼は前北の方が産んだ嫡子なのだと判断されたようである。

しかしながら、『在明の別』を読み解いていくと、むしろ、内大臣が関白の庶子であることを裏付ける内部徴証が複数存在することに気付く。そこで本稿では、関白家における内大

臣の立場について、内大臣の結婚問題および昇進速度を手懸かりに、検証を試みることにした。

なお、「嫡子」は主に、

① 嫡出の長男

② 嫡出子

という意味で用いられるが、本稿で「嫡子」を用いる場合は「②嫡出子」を指し、「①嫡出の長男」を指す場合は「嫡男」を用いて区別している。

二 内大臣の結婚に関する問題

太政大臣と関白は同母兄弟らしく、関白職も太政大臣から関白へ移譲されている。二人の嫡男であれば、摂関家の家督相続者としてしかるべき素養を備えていることを期待されるのは必定で、太政大臣の嫡男(ということになっている)右大将は、比類なき才の持ち主と称讃され、氏の長者となり、位人臣を極めるのに相応しい人物と目されていた。それに対して、

…そのかみよりいといたく色めきすぎ、重きかたの才などは心もとなくて、ただこの道に身をいたづらになりぬべき好き者なれば…。^(注2)

(巻一 365頁)

と評される内大臣は、政道に関する才覚に乏しく、色恋沙汰に現を抜かして身を滅ぼしかねない、およそ撰閥家の嫡男らしからぬ性格付けをなされている。

しかも、家の順当な継承を期待される撰閥家の嫡子にしては極めて不自然なことに、内大臣は四〇歳前後（次節の年立に記載）で死去するまで、跡継ぎをもうけることもなく独身を通す。彼が頑なに結婚を避けた理由は、宰相中将であった二〇代の初め頃に、

…ただいはけなくより思ひそめてしひとふしに、「思ふやうならん人を得て、朝夕見るよしもがな」と、そこらまどひありけど、夢路に迷ひし夏の夜の短さならでは、さばかりのたぐひもえ見出でねば、我が宿世心憂く、背き捨て給ひし御心のつらさのみ忘るる世なく、…中略…するあだ人の心に、いと深う染みにける思ひのほどなりかし。

（巻一 366頁）

と語られている。

自分の理想に叶う女性と結ばれることを望む内大臣は、多くの相手と逢瀬を重ねるものの、五月雨の夜に一度だけ密かに通じた対の上に匹敵する女性には巡り会えずにいた。右大将の未亡人となった対の上は、右大将の遺児と公表される女子を出産した後に出家したため、完全に手の届かない存在に

なってしまう。それでもなお内大臣は対の上への未練を断ち切ることができず、独身のまま過ごすのだが、内大臣が父閥の家督相続者たる嫡男であつたとすれば、四十路近くまで一度の結婚歴もなく、家の後継者も存在しない状態で過ごしているという設定は、あまりにも非現実的であろう。

当然のことながら、撰閥職に就く可能性を持つ父の息子として生まれたからには、たとえ庶子であろうとも、幼少期に仏門に入りでもない限り、しかるべき相手と結婚することが元服後の既定路線である。ただし、父の家督を継ぎ、新たな後継者をもうけて家を継承させる責務を負った嫡男に比べれば、家督を相続しない庶子の方が結婚を避けやすい立場にあると言えよう。したがって、四〇歳頃まで独身を貫いた、より正確に言えば、四〇歳頃まで独身を貫くことができた内大臣は、閥白の庶子である可能性が高いと考えられる。

さらに、内大臣の「結婚」に纏わるエピソードの中にはもう一つ、彼が庶子であることの傍証となり得るものが含まれている。

内大臣本人の政治的資質や性格に問題があろうとも、撰閥家と婚姻関係を結びたがる貴族が多いのは世の常で、結婚を避け続ける息子に対する父閥白の、

「いとあしきことなり。なほ、いづかたぞ。かれものたま

ひ、これものたまひ、思ひ定め給へ」（巻一 365〜366頁）
という苦言からも、内大臣に相応しい複数の縁談が持ち込まれてきたことは疑いない。ところが、摂関家に次ぐ有力貴族である右大臣家は内大臣を娘婿には望まなかつたらしい。

一世源氏であった右大臣は、長女を入内させ、中君の婿に中務卿官を迎えているのだが、当初は中君を太政大臣家の右大将と結婚させる心積もりでいた。だが、太政大臣の嫡男として振る舞ってはいるものの実は女性である右大将には通常の手順通りの結婚ができず、太政大臣家ではすべての縁談を断っていたため、結局、中君はかなり年上の中務卿官と結婚させられる。この中君の婿選びの過程で内大臣の名が候補に挙げられた形跡はなく、不本意な結婚を強いられて中務卿官の北の方となった彼女は、さだ過ぎた夫を嫌い、結婚から二年ほど後には内大臣（当時は三位中将）と密かに通じるようになっていた。

仮に、内大臣が一度でも右大臣家の婿候補に挙げられ、何らかの理由でその候補から除外されたという事情があるのならば、中務卿官の北の方と内大臣が密通に至る背景には、「結ばれるはずの仲を引き違えられた二人」という設定が存在することになるが、忍び逢う二人に関する描写にそのような雰囲気は漂わず、関白家及び右大臣家の人々の言動からも、そ

うした気配は一切窺えない。ただ、中君が右大将との結婚を断られ、中務卿官を婿に迎えたことが、

中の君、いみじく色めかしく華やかなるを、左の大臣太政大臣にも気色給はり給ひしかど、かやうのすぢすべてうけひき給はねば、一昨年ごろより、この親王を通はし聞こえ給ふ……（巻一 318頁）
と、簡潔に語られるのみである。

内大臣が関白の嫡男であれば、関白の兄太政大臣の嫡男である右大将に次いで右大臣家の婿候補に挙げられるのが順当なところであろう。摂関家の長男でありながら、右大臣家の姫君の結婚相手としては年長けた中務卿官にも劣ると見做されたのは、やはり、内大臣が関白の家督を相続できない庶子であることによるのではないだろうか。

少なくとも当時の読者は、右大将との結婚が叶わず中務卿官と結婚した右大臣家の中君が老いた夫を嫌悪して内大臣と忍び逢う様を描く一連の文脈において、彼女と内大臣に「結婚する可能性が存在したこと」が取り沙汰されないことにある種の違和感を覚え、やがて、内大臣が右大臣家の婿候補に数まえられない人物、つまり、関白の「庶子」なのかもしれないと思いつたはずである。

そのような読者たちの推測の正しさを裏付けるかのように、

右大将たちの子の世代が物語の中心的役割を担う巻二の開始から程なく、関白と今北の方との間に生まれた嫡子である権中納言が登場した際には、

右の大臣の中の姫君に婿取りて、もてかしづき給ふ。いとよく思ひかはして、めやすき御仲らひなる…。

(巻二373頁)

と、右大臣家(巻二以降の当主は中務卿宮の北の方の兄弟)の次女に婿取られ、大切に世話をされている人物であることが紹介されている。

右大臣家の婿に選ばれなかった兄、選ばれた弟。父を同じくする兄弟でありながら、このような違いが生じた理由は、内大臣と権中納言の嫡庶の相違の他には特に見当たらない。

この兄弟の立場の違いについては次節で詳述するが、今北の方腹の権中納言が誕生したのは内大臣が一五、六歳(数え年。以下同)の頃、右大臣家の中君が年の離れた中務卿宮と結婚させられたのは内大臣が一六歳の時である。嫡出の男子が誕生したことで、長庶子であった内大臣が父の家督を相続する可能性は極めて低くなり、右大臣家の姫君の結婚相手候補に挙げられることもなかったのであろう。

三 内大臣と権中納言の昇進速度

前節で述べたように、内大臣には、関白が後妻である今北の方との間にもうけた弟「権中納言」がいる。この権中納言を大槻脩氏は前北の方の子と見做し、

母上の御ゆかり添ひて、いとどむつまじき御仲らひなる…。

(巻二373頁)

という、権中納言と左大臣の続柄に言及する草子地の「母上の御ゆかり」を、今北の方の連れ子である対の上と前北の方の子である権中納言が義理の姉弟にあたることを指す、と解(注6)された。

しかし、「今の上の御腹の姫君(巻一365頁)」と呼ばれ、今北の方の娘だということが明確な宣耀殿女御が権中納言よりもやや年長に設定されている(後出の年立てに記載)ことから、権中納言が誕生した時期は関白と今北の方との再婚後だと特定できる。したがって、「母上の御ゆかりそひて」は、左大臣と権中納言が父方のみならず母方でも血縁で繋がっていることを意味する一節で、「母上の御ゆかり」は権中納言が左大臣の母対の上の異父弟であることを指すと解するのが妥当であらう(注7)。【系図2】。

前に権大納言から内大臣に昇進していることから、権大納言の地位にあった可能性が高い。また、三八歳になる年の秋の暮れまでには右大将を兼任するようになっていた。

一方、内大臣よりも一四、五歳下と推定される権中納言の登場時の年齢は二三、四歳。その二年後には左大臣から左大将職を譲られ、院の四十の賀に際して正二位を授けられている。

このように、内大臣と権中納言の昇進時の年齢を比較すると、権中納言の方が一〇年ほど早く「大将」への昇進を果たしているが、そもそも、大将や大臣等の官職は前任者が退かなければ空席にはならないため、父を同じくする撰閲家の嫡子が一定の年齢に達すれば必ず就任できるようなものではなく、「大将」への就任時期の遅速を以て嫡庶の別を判断することはできない。

そこで、定員制限がない位階に目を向けてみると、権中納言が正二位を授けられたのは二五、六歳の時であるから、従二位に至ったのはそれ以前だと考えられる。

内大臣の位階については「三位中将」という呼称以外に言及がないため、従二位あるいは正二位になった時期は不明である。しかし、官位が相当していれば当該人物の位階までは特に示さないのが物語類の通例であり、『在明の別』もその例

にならない、官職よりも上位の位階を持つ場合は、「二位の宰相にてもし給ふ（巻三432頁）」、「左の大臣、一位に上がり給ひ（巻三435頁）」と明記するので、従・正二位相当の「内大臣」に昇進したと推定される三五―三七歳の間に正二位になった可能性が高い。

仮に、内大臣が三六、七歳までに正二位を授けられていたとすると、同じ正二位に至るまでの昇進速度は、権中納言の方が内大臣よりも一〇年以上速かったことになる。

もちろん、父親の地位が子の昇進に影響するため、年の離れた弟の方が父の出世の恩恵を若年でこうむるといふ点で長兄よりも有利な立場にある。内大臣と権中納言の父親が関白職に就いたのは、内大臣が三五歳、権中納言が二〇、一歳になった後であり、正二位に至るまでの昇進速度の違い——一〇年以上の差——は、父親が関白に就任した時点における兄と弟の年齢差によって生じたものであるだろうか。

撰閲家の嫡子で、年齢が一〇歳以上離れた兄弟の実例としては、藤原兼家の嫡子である道隆・道長兄弟が挙げられる。一二世紀中頃から一三世紀初頭にかけての成立と推定される『在明の別』とはやや時代が隔たるもの、管見の限りでは、『在明の別』の成立年代に近い適当な実例が存在しなかつたため、本稿では、道隆・道長兄弟の事例をもとに、一〇歳以上の年

齡差が関白家の嫡子兄弟の昇進速度にどのような影響をもたらすのかを検証することにした。^(注1)

道隆と道長の年齢差は一三歳で、兼家が摂政の座に就いた寛和二年(九八六)当時、道隆は三四歳、道長は二一歳であった。前述のように、『在明の別』の内大臣と権中納言の年齢差は一四、五歳ほど、父親が関白になった当時、内大臣は三〇代半ば、権中納言は二〇歳を少し過ぎた年齢だったと推定され、兄弟間の年齢差、父親が摂関職に就いた時の兄弟それぞれの年齢ともに道隆・道長兄弟と似通っている。

寛和二年六月に兼家が一条天皇の摂政になると、翌七月に道隆は正三位↓従二位↑正二位と三回加階され、それまでの従三位から八日間で正二位に至った。道長も同じ七月の内に二度加階されて従五位上↓正五位下と位階を進め、その後は、二二歳で従三位、二五歳で正三位、二七歳で従二位、三一歳で正二位となる。公卿に連なる従三位になった年齢を比較すると、兄道隆の場合は父兼家が摂政に就任する前の三二歳の時であったのに対して、道長は兼家の摂政就任後に二二歳で従三位を授けられており、道隆より一〇歳若い年齢で公卿の座に手が届いたということからも、年の離れた弟の方が有利であることは否めない。それでも、正二位に至った年齢は、道隆三四歳、道長三二歳で、昇進速度の違いは三歳差に縮まっ

ており、父親の地位上昇に伴う恩恵を受け始めた年齢が異なっ
てはいても、ともに嫡子である兄弟の昇進速度には、ある程
度の均衡が保たれていたように見える。

とすれば、正二位に至るまでの昇進速度が嫡子である権中
納言より一〇年以上遅い『在明の別』の内大臣は、関白の庶
子と見做すのが妥当であろう。

なお、関白には内大臣と権中納言の他に少なくとも三人の
息子がおり、三男らしき宰相(登場時は「三位中將」)は、院
の四十の賀の舞人を務めた際に「二位の宰相」と呼ばれてい
る。四十の賀で生じた奇瑞によつて次兄の権中納言が正二位
に加階されているので、それまで権中納言と宰相は兄弟揃っ
て従二位だったはずである。この宰相の母親に関する記述は
ないものの、嫡子であることが明確な権中納言と昇進速度が
揃えられていることから、彼も権中納言と同じく今北の方腹
の嫡子だということが窺える。

院の四十の賀の時点ですでに従二位に昇進していた宰相の
推定年齢は二四、五歳以下であり、内大臣が従・正二位相当
の「内大臣」に昇進した時の年齢(三五歳以降)より一〇歳
以上若い。この点からも、内大臣の昇進速度が嫡子に比べて
遅いことは明らかであり、やはり彼の立場は関白の長庶子で
あったと考えられる。

四 嫡子ならざる内大臣の鬱屈

関白の嫡子である権中納言が誕生したのは、内大臣が一五、六歳の時である。『公卿補任』で確認したところ、『在明の別』成立頃の撰閲家の子弟の多くは一、二歳までに元服しており、内大臣の元服は権中納言が生まれる五年ほど前だと推定できよう。嫡男扱いは受けていなかったとしても、嫡子不在の家の長庶子として家督を相続する可能性を持ち続けていた内大臣は、今北の方腹の権中納言の誕生により、元服もすでに済ませた一〇代の半ばになって、その望みを絶たれてしまった。とすれば、十数年に亘って関白の第一位の家督相続者であったにもかかわらず、あっさりとその立場を失った内大臣が「家督相続者になり損ねた」という鬱屈を抱えていたのも無理からぬことではないだろうか。

そうしてみると、対の上への執着や中宮の父として振る舞えない口惜しさには、嫡子ならざる内大臣が抱え込んだ負の感情が影響しているのかもしれない。

対の上と結ばれることを切望していた内大臣は、

：いかでいかでと思ひし本意違ひて、つひにかばかりの
まめ人（右大将）の、横目せず、定まり果て給へるを、忘

るる世なく、心やましく思ふべし。

（卷一 336頁）

と、彼女と右大将との結婚を妬む。対の上と右大将の結婚から二〇年ほど経った卷二では、内大臣が独身でいるのは幼い頃から思いを寄せていた対の上を忘れられないからだと言われており、その噂を耳にした左大臣は、母対の上と内大臣が密かに通じたなどは夢にも思わず、

：何となく世にある事、隠れなく人の扱ふを、苦しと聞き給ふ。
（卷二 394頁）

と、自家の内情が世に漏れたことを嫌っているの、何らかの形で内大臣が対の上との結婚を申し入れたものの、許しを得られなかったという経緯があり、それを左大臣も承知していたことが窺える。対の上の母である今北の方は娘の内を望んでいたため、内大臣の求婚を拒むのも当然のことではあるのだが、対の上と右大将との結婚が認められた顛末——関白の子を身籠もった対の上を右大将が密かに太政大臣邸へ連れ出し、出産が無事に済んだ後、産まれた子供は右大将の息子だと偽って、対の上の所在を今北の方に知らせたところ、対の上と関白との関係を知る今北の方は、娘が右大将に救われたことを喜び、二人の結婚を事後承諾した——を知らされていない内大臣にしてみれば、右大臣家の姫君の場合と同様に、関白の庶子であるがゆえに自分は対の上との結婚を認め

られず、太政大臣の嫡男である右大將が彼女の夫に選ばれたと映ったのではあるまいか。

内大臣の対の上への恋慕の情が語られる文脈では、諸事に秀で、類い稀な美貌の持ち主と称讃される右大將への劣等感にも言及されることがほとんどで、右大將の妻となった対の上が夫に比べて格段に見劣りする自分に振り向くはずはない、と敗北感を抱く内大臣の姿が描かれる。これは、対の上への執着には摂関家の嫡男たる右大將に対する羨望が含まれることを示唆しているようでもある。

中宮へ向ける感情にも内大臣の鬱屈が影を落としているようで、彼の心を占めるのは、娘に対する父親としての愛情よりもむしろ、国母となるべき中宮の父としての栄華を享受できないことへの口惜しさなのである。

右大將の遺児と公表されていた中宮が自分の娘であったと内大臣が確信した翌日、中宮は帝（主人公所生）の第一皇子を出産。喜びに包まれる太政大臣邸の中で、皇子の祖父として振る舞うことができない内大臣は、一時は物の怪に苦しめられていた中宮の安産に安堵することもなく独り心を乱し、鬱々と物思いに沈み込んだ果てに病臥する。中宮が産んだ皇子は五十日の儀に親王の宣旨を受け、その余慶で太政大臣家の人々が年官・年爵を賜る榮に浴したことを「人しれぬ御心

に、よそのめでたさのみ（巻三425頁）」聞くばかりで、慶事のただ中に身の置き所がない内大臣は病床で涙を流す。やがて、死期を悟った内大臣は、せめて存命中に親子の名乗りを遂げたいと望み、対の上に長年仕えて中宮誕生の事情も知る侍従内侍に託して中宮と手紙の遣り取りをする。その際、本人の出生の秘密に関わる中宮直筆の手紙を、

御みづからのにもこそあれ。しるからん物を、おのづから大殿（中宮の表向きの祖父である太政大臣）の漏り見給はんにも、今さらかの御ためをせめておぼせば、おし包みても、「返し奉れ」とのたまふままに、ただ消へに消へ果て給ひぬ。

（巻三429頁）

と、太政大臣たちの目に触れさせないようにするため、中宮に送り返すよう指示した後、絶命した。

前掲の草子地「今さらかの御ためをせめておぼせば」は、中宮に自分が父親であると告げた内大臣が、死の直前まで娘を思い遣る気持ちなど一切持ち得なかったことを明らかにするものである。中宮の父とも第一皇子の祖父とも公には認められないことを嘆くばかりの内大臣は、せめて中宮の胸の内自分の存在を刻み込んでもらうことで、多少なりとも満足感を得たかったのかもしれない。母対の上と内大臣との密通によって生まれた不義の子だという自身の出生の秘密を知ら

された中宮は強い衝撃を受けるのだが、そうした娘の心痛を顧みることなく、「実の娘を他人の子にしてしまった父の悲しみを理解して欲しい」と中宮に懇願する内大臣の心中では、娘への情愛よりも、国母となるべき中宮の父親であることの恩恵にあずかることができないう無念さが勝っているようだ。

内大臣にしてみれば、対の上との結婚の望みが叶ってあれば、彼女との間に誕生した娘と通常の親子関係を結ぶことができ、中宮所生の第一皇子が即位した暁には、帝の祖父であることを以て摂関の地位に就く可能性もあつたのに、結局、嫡子ではない自分にはその機会さえ与えられなかつたことが無念であつたに違いない。

内大臣と中務卿宮の北の方との馴れ初めは語られていないが、自分が嫡子であつたら縁談が持ちかけられたはずの女性に内大臣が惹かれたのは至極当然のことであろう。生来の好色さに加えて、摂関家の家督相続者になり損ねたという鬱々とした感情が、彼を道ならぬ恋に駆り立てたことは想像に難くない。

「色恋に溺れて破滅しかねないほどの度を越えた好き者」という設定の通り、対の上への叶わぬ恋を希求し続けた挙げうに身を滅ぼした内大臣だが、彼の人生をそのように方向付けたのは、「庶子であるがゆえに手に入れられなかつたもの」に

対する執着心なのではあるまいか。

五 おわりに

『在明の別』の内大臣は、一〇代半ばまで嫡子不在の関白の長庶子として家督相続の最有力候補でありながら、今北の方腹の嫡子が誕生したことによって、その立場を失つた。一旦は手に入るかに見えた家督相続者の地位を逃してしまつた内大臣は、摂関家の家督相続者になり損ねたゆえに鬱々とした感情を抱えているらしく、おそらくは、この鬱屈が対の上への執拗な恋着や中宮の父としての栄耀への固執の原因の一つになつていると考えられる。

ところで、『在明の別』は、太政大臣家の後継者獲得と次代へ引き継がれる繁栄とを主軸に展開する物語である。この物語の流れの中で内大臣に課された役割は、「摂関家の家督を相続できなかった」という鬱屈ゆえに、太政大臣家の繁栄を担う中宮を誕生させることである。一人娘に男装させて後継者を求めた太政大臣家は、関白と内大臣から一方的に懸想される対の上を右大将の妻に据えることによって、左大臣と中宮という二人の子供を手に入れた。関白や内大臣の身勝手さ、継父と義兄から望みもしない恋情を押しつけられる対の上の

悲嘆も、結果的には太政大臣家を益するものとして集約されていく。つまり、二代続けて后を輩出し、三代に亘る帝——主人公所生の帝、東宮、中宮所生の第一皇子——の外戚の座を手に入れることが約束されている太政大臣家は、摂関家に属する人々の諸々の負の感情さえも取り込んで、自家の繁栄を築き上げたのである。

注

注1 内大臣を関白と前北の方との間に生まれた嫡子と見做す、中村忠行「『有明の別』再攷——成立と系圖をめぐって——」(『山邊道(国文学研究誌)』五号、一九六〇年四月)、小木喬『鎌倉時代物語の研究』(有精堂、一九八四年覆刊。初版は東宝書房より一九六一年刊行)、大槻脩『在明の別の研究』(桜楓社、一九六九年)等の見解が踏襲されている。

注2 『在明の別』の本文は『鎌倉時代物語集成』に拠る。引用に際しては、『天理図書館善本叢書6 あさちが露・在明の別』(八木書店、一九七二年)所収の影印本と照らし合わせて本文を校訂し、適宜表記を改め、句読点・括弧・注等を補った。

注3 長和五年(一〇一六)に摂政に就任した藤原道長から、『在明の別』成立時期の下限である建仁二年(一一二二)時点に摂政であった藤原基通まで、摂政あるいは関白を務めた一二名について、それぞれの嫡子、あるいは、嫡子ではなくとも何らかの形で家督相続者(嫡男)になった人物の婚姻状況を、『公卿補任』尊卑分脈「摂関家北政所初叙品例」等をもとに検討した。『公卿補任』尊卑分脈「摂関家北政所初叙品例」等をもとに検討した。『公卿補任』尊卑分脈」には各人の母親が記載されていても、

その母親の立場までは明記されないことがほとんどなのだが、少なくとも、摂関家の嫡子の正妻にふさわしい出自の女性との間に子をもうけた男性には、「正妻」もしくは「正妻である可能性が高い女性」が存在したと推定できる。その結果、早世や若くして出家したという特段の事情がない限り、嫡子および家督相続者のほとんどに「正妻」もしくは「正妻である可能性が高い女性」がいたこと、また、そのような女性の有無が不明の場合でも、後継者となるべき子をもうけていることを確認できた。しかも、それは摂関家の庶子に關しても同様であった。

注4 内大臣は若い頃に通い所の一つであった三条の女との間に娘をもうけているが、三条の女は内大臣に娘の存在を知らせず、都を離れて粟津に隠れ住んでしまった。三条の女と再会して娘の存在を知った時、内大臣は独身のまま三九歳になっていたが、もともと三条の女は内大臣の正妻になれるような身分ではなく、再会後も二人が同居することはなかった。

注5 一三世紀中頃の成立と推定される『石清水物語』でも、入内の望みを絶たれた木幡姫君が、摂関家の子息の中に適当な相手が見当たらなかったため、六〇歳近い中務卿宮と結婚させられている。老醜を晒す夫を嫌悪する木幡姫君は若く美しい伊予守と密通しており、これは『在明の別』を典拠の一つにしたエピソードとも考えられる。

注6 『在明の別』(桜楓社、一九七〇年)今西英麻氏は、「かの武蔵野の色(宣耀殿女御)のゆゑさへ(巻二373頁)」添うので左大臣は権中納言の訪問を歓迎するという一節から、恋い慕う宣耀殿女御に「通じるもの」がある権中納言は彼女の同母兄弟であり、今北の方の子だと解釈された(『在明の別』の「権中納言」について——系図上の位置付けと物語

中での役割——」『古代中世国文学』第一七号、二〇〇一年九月）。

注8

関白六四歳の時、太政大臣の正妻大宮は六〇歳である。仮に、大宮が養老律令の戸令に定められた結婚可能年齢である一三歳で太政大臣に降嫁したのであれば、四歳年長の関白はその時一七歳。摂関家の男性は一〇代の内に結婚することが多いことから、兄の太政大臣は一八、九歳であろう。したがって、太政大臣と関白との年齢差は一、二歳だと考えられる。

注9

内大臣の兄姉に関する記述はないため、彼が関白の第一子である可能性が高い。関白は帝(院)三九歳の年に六四歳であるから、関白が二〇歳前後の時に内大臣が誕生していたとすれば、内大臣は帝より五歳ほど、主人公より六歳ほど年長であることになる。

注10

兼家の息子たちの位階については『公卿補任』を参照した。

〔附記〕『在明の別』の本文校訂及び解釈に関しては、二〇一五年四月に開始した輪読会「ありあけの會」における成果に拠るところが大きい。様々な御教示をくださったメンバーの皆様は厚く御礼申し上げます。

(みやざき ゆうこ・九州産業大学国際文化学部准教授)